

水道料金及び下水道使用料の改定について

答申書

令和5年10月6日

伊勢崎市水道料金等審議会

1 はじめに

令和4年度改定の「伊勢崎市水道事業経営戦略」は、当初計画予測より給水人口が高めに推移し給水収益の増収が見込まれる一方で、施設の維持管理や更新にかかる費用も増加が見込まれ、現行の水道料金では事業に必要な自己資金を維持できなくなることから、水道料金の改定が必要であることが明記されています。

同じく令和4年度改定の「伊勢崎市下水道事業経営戦略」は、下水道使用料が県内他市と比べて低い水準のまま平成10年度以降改定されておらず、汚水処理経費を下水道使用料収入だけでは賄うことができない状態にあることから、経費回収を適正に行える下水道使用料への改定が必要であることが明記されています。

こうした状況下、水道事業及び下水道事業の健全性と経営の安定性を確保し、経営基盤の強化を図るため、伊勢崎市長からの諮問を受けた伊勢崎市水道料金等審議会は、令和5年5月から5回にわたって審議会を開催し、「水道料金及び下水道使用料の改定」について、多角的な視点から審議を行ってきました。

審議内容を踏まえ、伊勢崎市水道料金等審議会は「水道料金と下水道使用料の改定」について、次のとおり答申します。

2 水道料金の改定について

2-1 料金改定率

「伊勢崎市水道事業経営戦略」は、料金算定期間（令和6年度から9年度）の4年間に必要となる維持管理費用及び老朽化した水道施設等の更新や耐震化にかかる費用等の経費を算定した結果、上記期間において約14億円の給水収益の増収が必要であり、平均改定率にすると10%の引き上げが必要と試算されています。

しかし、幸いにも令和5年度より群馬県からの水道水供給単価が100円から80円に改定されたことに伴い、約3億円の受水費の削減が見込まれることから、平均改定率を7.2%に補正し、使用者負担を軽減することが妥当と答申します。

2-2 料金改定の時期

料金算定期間と使用者への周知期間を考慮し、令和6年4月1日からの適用が妥当と答申します。

2-3 料金改定の内容

(1) 基本料金

現行料金体系の収入割合は、基本料金31%、水量料金69%となっています。

水道事業費用の大部分は、施設を適切に維持していくために必要な固定費であり、その性質上、原則基本料金で回収すべきものと考えられます。また、基本料金の収入割合を増加させることは、料金体系を水道使用量が減少しても料金収入への影響を受けにくい形とし、安定的な事業経営が可能となります。

今後、人口減少とともに節水意識の高まりにより水道使用量の減少が予想される状況では、基本料金の収入割合を増加させる必要がありますが、他方、大幅な増加は一般家庭の基本料金が大きく上昇するので配慮が必要です。

以上から、基本料金の収入割合を34%まで引き上げることを目標とし、基本料金の単価を水道メーター口径20mm以上では17%改定とすることが妥当と答申します。

また、メーター口径13mmについては、県内他事業体より水道料金が高い傾向にあることから、他口径より改定率を引き下げて10%改定とすることが妥当と答申します。

(2) 水量料金

伊勢崎市の現行水量料金は逡増型料金体系となっていますが、本来、水量料金は、薬品費や動力費など水道水に均一にかかる費用を賄うための原資であり、使用水量にかかわらず均一の単価であることが公平性の観点から理想と見られます。

しかし、現行の逡増型から均一単価への改定は使用者に多大な影響を及ぼすため、現行より逡増度を低く抑えると共に、大口使用者への負担増を考慮した改定が望ましいと考えられます。

以上から、5.1m³以上の単価のみを据え置きとして、それ以外の単価を5円ずつ引き上げることが妥当と答申します。

(3) 臨時用料金

臨時用料金に関しては、基本料金と水量料金とで異なる対応が必要と答申します。

理由と方策は、以下の通りです。

- 現行の基本料金は一般用料金に準じています。したがって、一般用に準じて改定するのが妥当と答申します。
- 水量料金については、現行の単価で臨時用料金として一般用との差別化は図られていることから据え置きが妥当と答申します。

(4) 公衆浴場用料金

公衆浴場は地域住民の日常生活において保健衛生上必要不可欠な施設です。

公衆浴場の入浴料は物価統制法に基づく統制額で指定されており、浴場経営者の裁量で入浴料を変更できません。加えて近年の利用者減少を考慮し、基本料金及び水量料金ともに据え置きが妥当と答申します。

2-4 新料金体系（案）

新料金体系（案）については、次のとおりとする。

（1 箇月あたり・税抜）

用途	口径 (mm)	基本料金 (円)	水量料金 (円/m ³)				
			1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~200 m ³	201 m ³ 以上
一般用	13	760	70	115	130	145	
	20	1,050					
	25	2,110					
	30	4,800					
	40	11,100					
	50	21,600					
	75	39,200					
	100	52,700					
150	105,300						
臨時用	一般用に準じる		385				
公衆浴場用	全口径	1,000	30				60

《参 考》現行料金体系表

（1 箇月あたり・税抜）

用途	口径 (mm)	基本料金 (円)	水量料金 (円/m ³)				
			1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~200 m ³	201 m ³ 以上
一般用	13	690	65	110	125	145	
	20	900					
	25	1,800					
	30	4,100					
	40	9,500					
	50	18,500					
	75	33,500					
	100	45,000					
150	90,000						
臨時用	一般用に準じる		385				
公衆浴場用	全口径	1,000	30				60

3 下水道使用料の改定について

3-1 使用料改定率

地方公営企業である下水道事業には独立採算制の原則があり、汚水処理に要する費用については、本来下水道使用料で賄わなければなりません。

しかし、伊勢崎市は下水道使用料を平成10年度以降改定しておらず、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存しているのが実状です。

「伊勢崎市下水道事業経営戦略」は、一般会計からの基準外繰入金を減少し健全な財政状況を構築するため、下水道使用料の改定を必須とする一方で、急激な改定による下水道使用者への負担軽減を考慮した段階的な使用料改定計画を示しています。また、適切な生活排水処理の推進を目的とした汚水処理人口普及率向上のための管渠整備や老朽化した設備の更新などの投資を計画しています。

以上の計画のもと、「伊勢崎市下水道事業経営戦略」は、使用料算定期間（令和6年度から9年度）の4年間において、約5億円の下水道使用料収入の増収を見込み、平均改定率15%の引き上げが必要と試算しています。

長期間にわたって改定を実施しなかった中で、使用者への負担を考慮した「伊勢崎市下水道事業経営戦略」の段階的な使用料改定は妥当と答申します。

3-2 使用料改定の時期

使用料算定期間と使用者への周知期間を考慮し、令和6年4月1日からの適用が妥当と答申します。

3-3 使用料改定の内容

(1) 基本料金

現在の使用料体系における収入割合は、基本料金22%、水量料金78%となっています。

下水道事業費用の大部分は、管渠整備や既存施設の更新費用などの固定費であり、その性質上、原則基本料金で回収すべきものと考えられます。また、基本料金の収入割合を増加させることは、使用料体系を下水道使用量が減少しても使用料収入への影響を受けにくい形とし、安定的な事業経営が可能となります。

このように、安定的な事業経営のためには、基本料金の収入割合を増加させる必要がありますが、大幅な増加は一般家庭の基本料金が大きく上昇するので配慮が必要です。

以上から、基本料金の収入割合を30%まで引き上げることを目標とし、基本料金の単価を1箇月あたり250円引き上げることが妥当と答申します。

(2) 水量料金

伊勢崎市の現行水量料金は逡増型料金体系となっていますが、使用者間の負担の公平性を考慮すると、現行より逡増度を低く抑えつつ単価を引き上げることが望ましいと考えられます。

一方で、大口使用者への負担増を考慮する必要があります。

以上から、使用水量1～10m³の1m³あたりの単価を5円、11～25m³の単価を2円引き上げ、それ以外の水量区分の単価は据え置きとすることが妥当と答申します。

(3) 臨時用使用料

臨時用使用料に関しては、基本料金と水量料金とで異なる対応が必要と答申します。

理由と方策は、以下の通りです。

- 現行の基本料金は一般用使用料と同額です。したがって、一般用に準じて改定するのが妥当と答申します。
- 水量料金については、現行の単価で臨時用使用料として一般用との差別化は図られていることから据え置きが妥当と答申します。

(4) 公衆浴場用使用料

公衆浴場は地域住民の日常生活において保健衛生上必要不可欠な施設です。

公衆浴場の入浴料は物価統制法に基づく統制額で指定されており、浴場経営者の裁量で入浴料を変更できません。加えて近年の利用者減少を考慮し、基本料金及び水量料金ともに据え置きが妥当と答申します。

3-4 新使用料体系（案）

新料金体系（案）については、次のとおりとする。

（1箇月あたり・税抜）

用途	基本料金 (円/月)	水量料金 (円/m ³)					
		1～ 10 m ³	11～ 25 m ³	26～ 50 m ³	51～ 200 m ³	201～ 250 m ³	251 m ³ 以上
一般用	700	58	95	106	109		113
臨時用		260					
公衆浴 場用	450	30			50		

《参 考》現行料金体系表

（1箇月あたり・税抜）

用途	基本料金 (円/月)	水量料金 (円/m ³)					
		1～ 10 m ³	11～ 25 m ³	26～ 50 m ³	51～ 200 m ³	201～ 250 m ³	251 m ³ 以上
一般用	450	53	93	106	109		113
臨時用		260					
公衆浴 場用		30			50		

4 附帯意見

伊勢崎市水道料金等審議会は、上記答申に加えて、以下3点を付帯意見として表明します。

4-1 利用者への周知

- 水道料金及び下水道使用料の改定は、使用者の生活や経済活動に大きな影響を与えます。水道事業及び下水道事業の現状や改定内容等について積極的に広報活動を行い、使用者の理解と同意が得られるよう十分な説明責任を果たすこと。
- また、事業を安定して経営するためには、使用者の理解と協力が不可欠です。改定の際だけではなく、常日頃から経営や施設の状況等について十分な広報及び広聴を行い、双方向のコミュニケーションを確保するように努めること。

4-2 定期的な見直し

- 水道料金については、これまで4年周期で見直しの検討を行い、令和2年度に改定されましたが、下水道使用料については、平成10年度以降改定を行っておらず、長期にわたり据え置かれてきました。今後は将来世代に負担を先送りしないよう、経営状況や経済情勢を考慮して定期的に水道料金及び下水道使用料の見直しについて調査及び審議を行うこと。

4-3 経営戦略に基づく計画的な事業運営

- 「伊勢崎市水道事業経営戦略」及び「伊勢崎市下水道事業経営戦略」に基づき、両事業ともに健全な財政状況を確保しつつ、着実かつ効率的で計画的な事業の執行に努めること。
- また、適宜計画内容等の見直しを行い、一層のコスト削減に努めること。

伊勢崎市水道料金等審議会 審議経過

開催日等		審議事項
第1回	令和5年 5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 審議会スケジュール ・ 伊勢崎市水道事業の概要 ・ 伊勢崎市水道事業経営戦略の概要と水道料金改定率の想定 ・ 伊勢崎市下水道事業の概要 ・ 伊勢崎市下水道事業経営戦略の概要と下水道使用料改定率の想定
第2回	6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金・下水道使用料の原則と改定ポイント ・ 水道料金改定案 ・ 下水道使用料改定案
第3回	7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金改定案 ・ 下水道使用料改定案 ・ 臨時用・公衆浴場用料金の検討 ・ 利用者への周知方法の検討 ・ パブリックコメント手続き資料の検討
第4回	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金改定案の確認 ・ 下水道使用料改定案の確認 ・ 改定時期の確認 ・ パブリックコメント手続き資料の検討
第5回	9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント手続きの実施結果 ・ 答申書（案） ・ 利用者への周知方法の検討

伊勢崎市水道料金等審議会 委員名簿

構成	氏名	所属	役職
会長	熊倉 浩靖	高崎商科大学	特任教授
副会長	平川 隆一	前橋工科大学	准教授
委員	宮田 義範	公益社団法人日本水道協会	調査部調査課 課長
委員	高野 忠富	公益社団法人日本下水道協会	経営・研修部経営課 主幹
委員	中西 保	伊勢崎市市長会	会長
委員	星野 記代子	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会	理事
委員	中田 育代	伊勢崎市くらしの会	会長
委員	荻野 芳夫	伊勢崎商工会議所	常議員
委員	備前島 健	連合群馬伊勢崎地域協議会	幹事
委員	新井 とよ子	公募	